○神栖市表彰条例

昭和５９年３月３０日
条例第５号

（目的）

第１条　この条例は、市の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって市政振興に寄与し、又は広く市民の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって市の自治の振興を促進することを目的とする。

（種類）

第２条　表彰は、功労表彰、功績表彰及び善行表彰の３種とする。

（功労表彰）

第３条　功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、功績顕著な者について市長が行う。

(1)　市長の職にあった者

(2)　副市長又は教育長の職にあった者

(3)　市議会議員の職にあった者

(4)　農業委員会の委員の職にあった者

(5)　任命について議会の同意又は選挙により選任される各種委員の職にあった者

(6)　前３号以外の非常勤の特別職の職にあった者

(7)　市立学校の教職員であった者

(8)　市の職員であった者

(9)　前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

２　功労者には、功労章、表彰状及び記念品を贈呈する。

（功績表彰）

第４条　功績表彰は、市民及び市内に所属する団体のうち、学術、芸術、文化、芸能及びスポーツ等の分野において顕著な成果を上げ、その功績をたたえるにふさわしいと認められるものについて市長が行う。

２　功績者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

（善行表彰）

第５条　善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について市長が行う。

(1)　市の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績顕著な者

(2)　市の公益のため、３００万円以上の金品を寄附した者

(3)　一般市民の模範になるような善行をした者

２　善行者には、表彰状及び金品を贈呈する。

（団体表彰）

第６条　前条の規定は、団体に対してこれを準用する。

（被表彰者が死亡した場合の措置）

第７条　この条例によって被表彰者となった者がその表彰前に死亡したときは、表彰状、記念品及び金品は、その遺族に贈呈する。

（功労者に対する特別待遇）

第８条　功労者は、市の挙行する各種の儀式その他の場合に招待し、死亡したときには、祭し料及び弔詞を贈呈する。

（待遇の廃止及び停止）

第９条　市長は、被表彰者が本人の責めに帰すべき行為によってその体面を汚したときは、待遇を廃止し、又は停止する。

（功労者名簿、功績者名簿及び善行者名簿）

第１０条　功労者、功績者及び善行者の氏名その他必要な事項は、功労者名簿、功績者名簿又は善行者名簿に登録し、永久に保存するものとする。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、昭和５９年４月１日から施行する。

付　則（平成９年条例第１号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

付　則（平成１９年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、助役であった者については、副市長とみなす。